

第1条 本市に動物園を設置し、その名称及び位置を次のとおり定める。

姫路市立動物園 姫路城内

第2条 動物園に園長その他必要な職員を置く。

第3条 動物園の入園料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。

大人(15歳以上) 210円

小人(5歳以上15歳未満。ただし、中学3年を含む。) 30円

2 前項の入園料は、団体その他市長において必要があると認めるものについては、減免することができる。

第4条 次の各号の一に該当する者に対しては、入園を許可せず、又は退場を命ずることがある。

- (1) 公安又は風俗をみだし、その他他人の迷惑になるおそれのある者
- (2) 管理者の指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

第5条 この条例の施行その他動物園の管理運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年12月1日から適用する。

附 則(昭和28年4月1日条例第10号)

この改正条例は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年4月1日条例第6号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第18号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年10月1日条例第42号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日条例第24号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月26日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第34号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。